



住民活動 や ボランティア活動

～ 相談・支援・情報発信を行います ～

●サロン活動の支援

自治会単位で活動する地域サロンが、いきいきと楽しみながらサロン活動を継続できるよう、研修会やプログラムの提案等サポートを行っています。また、活動実績に応じたサロン活動助成金を交付する等、運営費用の支援も行っています。

●災害ボランティア設置運営訓練

●災害ボランティア登録

●有田川町ボランティア連絡協議会事務局

各事務所までお気軽にご相談ください

●ボランティア活動のきっかけ作りやサポート

- 各種研修会
- 情報発信
- ボランティア養成講座の開催
- ボランティアメニューの提案
- ボランティアコーディネート
- ボランティア保険加入窓口 等

ボランティア活動を始めるきっかけや、福祉に関心を持ってもらえるよう、左記の活動等を行い、住民の地域での活躍を支援していきます！

人と人がつながる 支えあいの輪



社協会費について

社協会費は、「みんなで支えあう地域福祉活動」に必要な財源です。地域福祉の推進に取り組む本会の趣旨に賛同いただける会員（個人・世帯または会社・事業所等）を募集しています。「みんなで支えあい住み慣れた地域社会で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指すため、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

善意銀行について

社協では、善意のご寄付（寄付金、寄付物品など）の受入れ・お預かりをするため「善意銀行」を開設しています。皆さまからのご寄付は地域福祉推進事業に活用させていただきます。また、寄付先をご指定いただければ、町内外の福祉施設・作業所・学校・福祉団体への橋渡し（指定預託）も行っています。ご協力をお願いします。



社会福祉法人 有田川町社会福祉協議会

〒643-0853

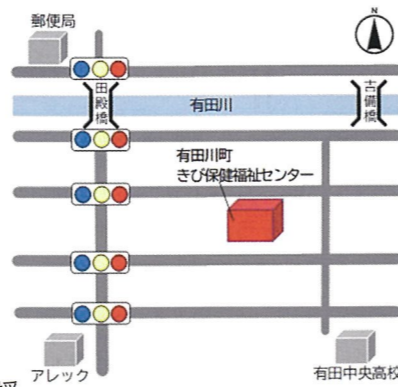
和歌山県有田郡有田川町角 75 番地 1
有田川町さきび保健福祉センター内

TEL (0737) 52-8886

FAX (0737) 52-4222

- 総務課 ☎ 0737(52)8886
- 地域福祉課 ☎ 0737(23)8800
- 権利擁護センターありだがわ ☎ 0737(23)8800

- ◆有田川町住民活動センター
- ◆介護保険・障害福祉指定事業所：訪問介護・通所介護・訪問入浴介護・居宅介護支援



吉備事務所

金屋事務所

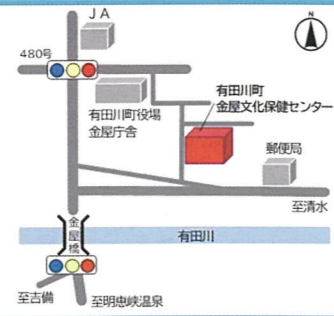
〒643-0152

有田郡有田川町金屋 7 番地
有田川町金屋文化保健センター内

TEL (0737) 32-9760

FAX (0737) 32-5560

- ◆有田川町住民活動センター



清水事務所

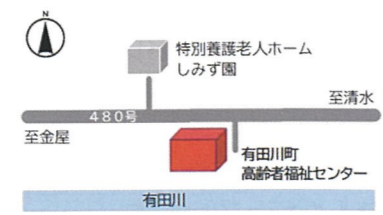
〒643-0542

有田郡有田川町二川 820 番地 1
有田川町高齢者福祉センター内

TEL (0737) 23-0838

FAX (0737) 23-0809

- ◆有田川町住民活動センター
- ◆介護保険・障害福祉指定事業所：訪問介護・通所介護・居宅介護支援



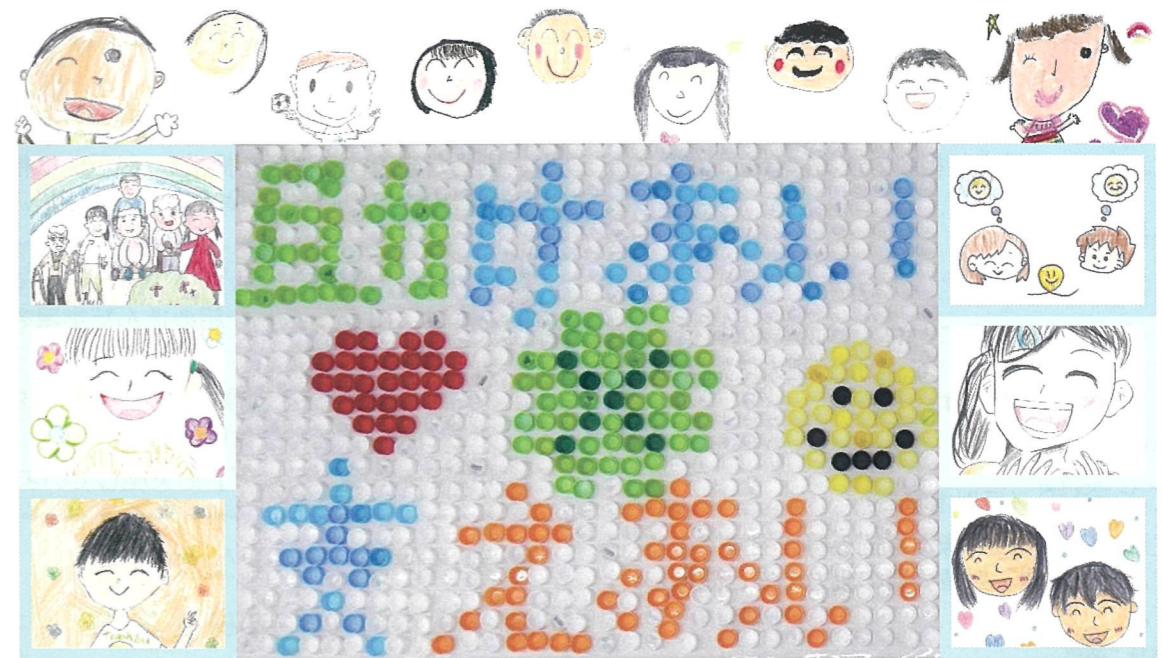
◆介護保険・障害福祉指定事業所

| サービス内容 | 事業区分 | | |
|------------------|------|------|-----|
| | 介護保険 | 障害福祉 | その他 |
| 通所介護（デイサービス） | ○ | ○ | ○ |
| 訪問介護（ホームヘルプサービス） | ○ | ○ | ○ |
| 訪問入浴 | ○ | | |
| 居宅介護支援 計画相談支援 | ○ | ○ | ○ |

詳しくは各事務所までお問合せください

こんにちは！

有田川町社協です



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会（略称：社協）は、社会福祉法に基づき全国に設置されています。地域の皆さまやボランティア、行政等の関係機関等と協力して地域福祉の増進を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。地域の皆さまが住んでよかったと思えるよう、各種相談、福祉サービスや住民活動支援などに取り組み、各社協ごとに地域の特性を踏まえた独自の事業を行っています。

地域福祉ってなに？

生活を送るうえで、困ったり悩んだりすることはありませんか？それらは自分の力で解決できることばかりではなく、地域のいろいろな人の助けや協力があって暮らせています。このように、地域の人々が安心して暮らせるよう、人と人とのつながりを大切にしながら、お互いに支えあい・助け合う仕組みを作っていくことが「地域福祉」です。地域福祉は「人と人・地域のつながり」が基盤となります。

社会福祉法人 有田川町社会福祉協議会

TEL : 0737-52-8886 FAX : 0737-52-4222

H P : <https://www.aridagawa-shakyo.or.jp/>

E-mail : info@aridagawa-shakyo.or.jp

ホームページ

Facebook

YouTube

見て！聞いて！知って！

まずは名前を覚えてね！

有田川町社会福祉協議会

有田川町社会福祉協議会の取り組み

『みんなが支えあい住み慣れた地域社会で安心して暮らせる福祉のまちづくり』

～誰もが孤立することなく、自分らしくいきいきと暮らせる地域をみんなで作る～



各種相談

身近な相談場所

～ひとりで悩まず相談しよう～

●弁護士相談 (月1回)

離婚・相続などの専門的なアドバイスを必要とする方のために、直接、弁護士に相談できる機会を提供しています。

※相談料無料・要予約

●公証人相談 (年2回)

遺言の公正証書に関することや、土地建物の貸借、財産分与など各種契約について、直接公証人に相談ができる機会を提供しています。

※相談料無料・要予約

●心配ごと相談 (原則木曜日)

普段の生活の中で起こる様々な悩み事を相談できる場として、民生委員・児童委員の協力のもと開催しています。

※相談料無料・随時

●介護などの福祉相談



福祉教育・人材育成

福祉の芽を育てる

～支えあいの輪を広げる～

●福祉講座事業

学校・福祉施設などと連携を図りながら、様々な人同士が交流する機会を提供し、お互いに相手を認め、「思いやりの心」を育めるよう取り組んでいます。

高齢者疑似体験・車いす体験をはじめとする「体験プログラム」を組み込んだ学習を行っています。

また、小中学生を対象に、夏休み期間を活かしボランティア活動を体験してもらい「サマーボランティア」も実施しています。

●職場体験・実習生受入れ

地域の介護人材の確保・育成のため資格取得研修を開催しています。



福祉機器・備品貸出

気持ちをつなぐ

～“モノ”に想いを乗せて～

●福祉用具等リサイクル事業「ゆずり愛」

家庭で不要になった福祉用具等を、必要とする方へ橋渡しを行っています。

・車いす ・ベビーカー ・チャイルドシート 等

●福祉機器貸出事業

病気やけが、退院後の在宅生活で一時的に必要な福祉機器を無償で貸出しています。

・車いす ・電動ベッド ・浴槽台 ・浴槽用すすり ・松葉杖 ・介助バー 等

●備品貸出

レクリエーション道具等の貸出を行っています。

・輪投げセット ・綿菓子機 ・ペタボード ・麻雀セット ・プロジェクター ・スクリーン 等

見守り居場所

人と人がつながる

～ひとりじゃないことに気づく～

●地域見守り事業

年齢や世帯状況等に関わらず、既存の制度だけでは対応が困難な方に対し、定期訪問や電話連絡により見守りを行っています。

●居場所づくり 鳥屋城ベース-ふらっと-

地域の子どもや親同士が交流できる場として、民生委員・児童委員やボランティアの協力・支援により毎月1回開催しています。

●学校にいけない・いかない子をもつ親のつどい

子の不登校やひきこもりで悩む者同士が集い、悩みや心配ごとの共有、情報交換の場として、偶数月に1回開催しています。また、学びの場となるよう、アドバイザーを交えた勉強会も同時に行っています。

困窮者支援

暮らしをつむぐ

～普段の暮らしへつなげていく～

●生活福祉資金等貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯へ、自立した生活のために必要最小限の資金の貸付と相談支援を行うものです。貸付資金の種類や手続きなどをご案内します。

●社協生活つなぎ資金貸付事業

有田川町内の低所得者で、他の資金の借入が困難な方の生活保全のため、生活を継続させるための「つなぎ資金」の貸付を行っています。

●食料等確保支援事業

生活維持のための食料支援と継続的な相談支援を行います。



「使える制度がない」もしくは「使える制度があるが十分ではない」といった『制度の狭間』にある福祉課題に対し、他機関と連携しながら課題解決に取り組んでいきます。

介護保険サービス 障害福祉サービス

住み慣れた町でいきいきと暮らす

～ずっとこの地域で暮らせる充実したサービス～

安心のホームヘルプサービス

お家でゆっくり訪問入浴

おいしい食事のデイサービス

信頼できるケアプラン

●訪問介護事業 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパー (訪問介護員) が利用者さんのご自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介助を行う身体介護や、調理・洗濯・掃除等を行う家事援助を行います。

●通所介護事業 (デイサービス)

利用者さんのご自宅までスタッフが送迎します。センターにて入浴・食事・レクリエーション等を行い、仲間と一緒に1日を過ごします。お試しでのご利用もできます。

●訪問入浴サービス

ご自宅の浴槽で入浴が難しい方に、特別な浴槽をご自宅まで運び、入浴の機会を提供します。

●居宅介護支援サービス

介護に関する様々な相談をお受けします。また、適切な介護サービスを利用できるよう、ケアマネジャーが一人ひとりに応じた介護サービスのプランを作成し、介護事業所との調整を行います。

●相談支援事業所

相談支援専門員が、障害のある方やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言、福祉サービスを受けるための手続き等をお手伝いします。

●有田川町高齢者福祉通院外出支援事業

在宅で生活している高齢者が申請をすることで、ストレッチャー搭載ワゴン車を使用し、安心して医療機関へ通院できるようサービスの提供を行っています。



※ 介護認定を受けていない方や、支給限度額を超えた方が利用できる介護保険外の『自費サービス』も行っています。

住民の権利を守る

日常のお手伝い

～安心して生活するために～

●権利擁護センターありだがわ

判断能力が不安な方のお金の管理等に関する事、将来的に成年後見制度を利用したいなどの相談支援を行っています。



成年後見制度の普及・啓発に取り組むため、出張講座も実施しています。

●福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方々が地域で安心して生活が送れるよう、日常的な金銭管理や書類等の預かりをお手伝いします。

●法人後見事業

高齢や障害等により、自分で物事を正確に判断することが難しい方に、本会が成年後見人等 (成年後見人・保佐人・補助人・後見監督人) として家庭裁判所より選任を受け、ご本人の財産管理や契約を適切に行うなど、日常生活に必要な支援をしています。

